

平成26年第2回白石町議会臨時会会議録

会議月日 平成26年2月21日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
総務課長	百武和義	財政課長	片渕克也
農村整備課長	嶋江政喜		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	吉岡正博
議事係書記	片渕英昭

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

16番	溝上良夫	17番	久原房義
-----	------	-----	------

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第5号 新有明漁港水産生産基盤整備事業6号輸送用道路橋梁改築
工事請負契約の変更について
日程第5 議案第6号 平成24年度(繰越)農業基盤整備促進事業地沈58号水路整
備工事請負契約の変更について
日程第6 発議第1号 TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書について

9時30分 開会

○白武悟議長

ただいまから平成26年第2回白石町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
お手元に要望書等受付簿兼処理状況簿を配布をいたしております。御確認をお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。
地方自治法第121条の規定に基づき、本臨時会に説明のため出席を求めた者はお手元に配付の名簿のとおりであります。

日程第1

○白武悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として溝上良夫議員、久原房義議員の両名を指名いたします。

日程第2

○白武悟議長

日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
本臨時会は、本日の1日間にしたいと存じますが御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日の1日間とすることに決定しました。
町長より議案が提出されております。これは皆様方に配布をいたしております議案一覧表のとおりであります。

日程第3

○白武悟議長

日程第3、議案第5号および第6号を一括して議題といたします。ただいま上程しました議案について提出者の提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

おはようございます。

本日、平成26年第2回白石町議会臨時会の開会にあたり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

議案第5号「新有明漁港水産生産基盤整備事業6号輸送用道路橋梁改築工事請負契約の変更について」および議案第6号「平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約の変更について」は白石町議会の議決に付すべき契約の変更に該当するため提案するものであります。

提案いたしました議案については以上のおりであります。詳細については課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○白武悟議長

内容説明を求めます。

○嶋江政喜農村整備課長

議案第5号「新有明漁港水産生産基盤整備事業6号輸送用道路橋梁改築工事請負契約の変更について」御説明申し上げます。

契約の目的は、漁港の棧橋施設から水産物加工施設や養殖用作業施設用地等への道路の改築を実施しております6号輸送用道路橋梁改築工事の請負契約変更でございます。

工事場所は白石町大字新拓地内、契約金額は変更前、1億314万円、変更後、1億625万400円、差引311万400円の増額となっております。

契約の相手方は富士建設株式会社でございます。

変更の理由、変更内容については議案に添付いたしております資料を御覧ください。主な変更理由として施行場所は只江川から排水機場への導水路であり、仮締切等の影響も考慮して渇水期に橋台躯体工を施行することとし、また、海苔養殖期で頻りに漁港から隣接する加工場への往来があるため、片側通行により施行することといたしておりましたが杭打機の配列や施行方法等を再検討した結果、通行幅員や安全性の確保が困難となりまして、また、漁協との協議においては、全面通行止めの迂回による海苔原藻の品質低下も懸念されることから、仮橋設置により通行の確保をいたしましたものでございます。

また、鋼管杭打設工法については、近接する水産物加工施設等があり杭打設による振動等の影響を極力少なくするために中堀り打撃工法といたしておりましたが現地再調査の結果、海苔加工用の深井戸が隣接しておりまして、中堀り打撃工法での施工については、杭先端から高圧エアを噴出して施工するために深井戸周辺の水脈が乱れ、水質汚濁等による影響が懸念されたために工法の再検討によりましてオーガ併用打撃工法、別名プレボーリング併用打撃工法と言いますが、この工法に変更したものでございます。

変更の内訳としましては、通行確保のための仮橋、幅が3メートル、延長が28メートルの設置が332万円の増、鋼管杭打設工法、中堀り工法からオーガ併用打設工法に変更した分が86万円の減、その他数量変更等によるものが65万円の増となっております。

次に議案第6号、平成24年度（繰越）農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

契約の目的は、本年度から本格的に通水されている嘉瀬川ダムからの農業用水を末端まで確保するため、水路内に堆積した泥土の浚渫を実施しています地沈58号水路整備工事の請負契約の変更でございます。

工事場所は白石町大字新明地内、契約金額は変更前5,145万円、変更後5,360万2,500円、差引215万2,500円の増額となっております。

契約の相手方は株式会社日出島建設であります。

変更内容については議案に添付いたしております資料を御覧いただきたいと思っております。

主な変更として水路落水後の着工前測量によりまして堆積土量が当初計画より増えたということございまして、泥土石灰改良及び改良土の掘削並びに残土処分の数量を変更するものでございます。

残土処分については、水路管理道路、左岸側でございますけど、隣接地である農地及び右岸側の幹線道路沿線へ泥土を仮置きいたしまして、ある程度乾燥させたあとに4トンダンプ運搬により地区外へ処分する計画でありましたけれども、肥沃な泥土の有効利用、再利用ですけど受益地区内の農地への配分要望があったため、残土の一部を2トンダンプ運搬により地区内での再利用として処分し、農業経営基盤の向上に資するものでございます。

また、水路左岸側の管理道路が軟弱な状態であり、4トンダンプでの土砂運搬では路肩、路面崩壊の恐れがあるため、管理道路からの残土運搬については2トン車へ変更したものでございます。

変更内訳としては、着工前測量による堆積土量の数量変更により101万円の増、管理道路の隣接地への仮置土量の数量変更によりまして67万円の減、残土処分の数量変更及び運搬ダンプの規格の変更によりまして225万円の増、その他数量変更等によるものが43万8,000円の減となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第4

○白武悟議長

議事進行については質疑、討論、採決の順で行います。直ちに審議に入ります。

日程第4、議案第5号「新有明漁港水産生産基盤整備事業6号輸送用道路橋梁改築工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○久原久男議員

この道路の仮設の橋を作るということですが、その時の中堀工法、そしてまたオーガ併用打撃工法ですか、この工法の違いを説明願います。

○嶋江政喜農村整備課長

鋼管杭の打設工法の内容についての御質問でございます。

まず、当初計画をいたしておりました中堀打撃工法について御説明申し上げます。

スパイラルオーガ、これは掘削をするオーガでございますけど、鋼管杭の内部に挿入いたしまして先端から高圧エアを噴出し、オーガで先端地盤を掘削、排土しながら圧入あるいは軽く打つと、いうことによりまして支持層の手前まで杭を貫入させるということです。そのあと、オーガスクリュを鋼管杭から引き上げまして、そのあと油圧ハンマーで打撃を与えまして所定の支持力が得れるように杭先端を支持層に打ち込むという工法でございます。

この工法の特徴といたしましては振動が少ないため既設構造物への影響が少ないことということでございますけど、変更の理由にも申し上げたとおりでございますけど、杭先端から高圧エアを噴出しながらするという施工でございますので周囲の水脈を乱して水質汚染等による影響が懸念されること、それと実際深層近くまで掘削をするということでございますので杭内の掘削土量が廃土が多く出ることがございます。

次にオーガ併用打撃工法でございます。別名プレボーリング併用打撃工法でございますけど、この工法については一般的な杭打ちの工法でございます。杭打機本体に装備されましたアースオーガですね、これも掘削をするやつですけどアースオーガによりまして所定の深さまで掘削すると。

今回、アースオーガをかけたのは、地層の上部分がどうしても堤防近くで捨石等があったということと改良をしてあったということでその部分だけをアースオーガにかけております。アースオーガをかけたあとにそこまで掘りまして、そのあとアースオーガを引き抜いて今度は通常のとおり掘削をした穴に杭を立て込みまして通常の油圧ハンマーによって打撃を与えまして所定の支持力の層に打ち込むという工法でございます。この工法の特徴としては、貫入量とかバウンド量を測定して鉛直支持力を簡単に確認できるということと施工が比較的早いということでございます。ただし反面、騒音とか振動が若干生ずる場合もございます。

以上です。

○久原久男議員

それでこの仮設の橋ができるわけですが、今現在できてるわけですが、この基礎といますか兩岸の基礎は新しく基礎工事をされるのかということですか。

それとこの仮設の橋じゃなくて本橋の基礎にそれを持たせて仮設の橋を架けると、そういうふうな工法でしょうか。やりかたですか。

○嶋江政喜農村整備課長

まず仮設の位置は図面に添付をいたしておりますけど橋の架ける隣接、すぐ脇に仮設道路を設置をいたしております。今の新しくする所にはどうしてもあとの上部工の絡みもありますので、そこに橋を通すということはちょっと不可能でございますので反対側に確保をしない反対側の所に設置をいたしております。

それと仮設橋の設置方法ですけど、まず支持になる杭ですね、これにつきましては通常のH鋼、300のH鋼でございますけどこれを27メートル、要するに中間層に支持が固い層が27メートル程度の所でございますので、そこで一応止めるということとここでH鋼で支持杭ということと持たせております。

それとあと主桁とそれから桁受ですね。これについてもH鋼で組んでると、その上に復鋼板を載せていると、簡単な構造でございます。撤去のこともございますので上

部に造るのは当然でございますけど、簡易な方法でということで仮設の橋は設置をいたしております。なお、この設計荷重につきましては大型車は通さないと、あくまで海苔をされる方の車を想定いたしまして、設計荷重については10トンということで荷重を考えて仮設をいたしております。

以上です。

○久原久男議員

そしたら設計料といいますか、そういうふうなまた新たに発生したということですか。それも含めての増額ということでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

設計につきましては当初は当然コンサルタントをお願いをしております。ただし、積算については担当者ですべて積算をいたします。

それで今回した分の仮橋については、業者と当然協議しながら施工をやるというのは契約約款上、載ってますので協議をしながら一番簡易で安全で安くできるという工法で協議をいたしまして、あと当初設計をしたコンサルタントにそこらへんの安定計算との確認だけをさせておりますけど、委託料が新たに発生したということはありません。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

お尋ねをいたします。

当初、発注されるときに既存の橋桁の杭は流用するというふうな事を、横幅の拡張ぶんやったですかね、その分を新たに杭を打つと。既存の橋の基礎杭はそのまま流用しますよというふうな答弁をいただいたと私は記憶をしておりますけども、その点についてお伺いをしたいと思います。既存の橋の基礎杭ですね。今もう出されて工事をされているかと思っておりますけども、問題点ですね。亀裂等はなかったものかその辺十分確認をされてあったかどうかということをお伺いしたいと思います。

○嶋江政喜農村整備課長

この橋梁の確保については議員おっしゃるように拡張分だけを杭を打ってやるということにいたしております。

それで、既存の分の橋台についてはそのまま使うということにいたしております。若干桁受の部分は少し加工をなくちゃいけませんけど、基本的には今の既存の分の橋台はそのまま残してあと継ぎ足しの部分を基礎杭から橋台まで施工いたしまして既存の橋台と連結するという工法でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。基礎杭じゃなくて既存の橋台を残して継ぎ足すということで、そしてたら構造上の面だと思いますけど強度的に支持杭まで地盤層まで打ってあるけんが大丈夫というふうなことで、お互いに既設の構造物と新しい構造物が何らかの形でジョイントちゅうかせないかんと思いますけど、その辺どういうふうな感じでジョイントしてあるか教えてください。

○嶋江政喜農村整備課長

まず、最初この橋梁の確保を計画する時に検討いたしましたのは既存の橋がまずもてるか、議員おっしゃるようにまず、今25トンで前は20トンという設計でございましたけど今はもう要項が変わりまして25トン荷重で設計しなくちゃいけません。それで14トンで現在の橋は設計をされて造っていらっしゃいます。

それで橋台についてはコンクリートの劣化検査、それと杭についても図面等がございましたので、杭系統の精査も全部いたしましてその上に桁を新たに載せてかつ、荷重25トンで計算して今の橋台をそのまま使えるということでしたので、拡幅部分だけを施工をやって桁は当然14トンでしか設計してございませんので上部工はすべて変えるという設計になっております。

それで連結については橋台を立ち上げる時にフーチング、フーチングというのは一番ベースになる部分ですけど、フーチングの部分に連結ということで指し金をいたしましてそれで連結するようにいたしております。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号「新有明漁港水産生産基盤整備事業6号輸送用道路橋梁改築工事請負契約の変更について」採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○白武悟議長

日程第5、議案第6号「平成24年度(繰越)農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約の変更について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝口誠議員

工事に入る前、私も現場を見ておりました。

ここにありますように、幹線道路沿線に片方あげてもう一つが水路管理道路、左側

ですね、ここにあげるといふことでありまして、この水路管理道路といふのは路面が工事する前から崩れておりました。経トラックが通るぐらゐの状況でありました。そこに4トンダンプを通すといふ最初の計画でありまして、その分が2トンダンプになるといふことで、路面崩壊といふのは最初からわかつていたと思ふんですね。そこらへんのことをちょっとお伺いいたします。

○嶋江政喜農村整備課長

管理道路からの運搬については最初からわかつていたんじゃないかといふことの御質問だと思います。

当初の設計は現地調査もいたしまして4トンでもいけるんじゃないかなといふことで、幹線道路、それから管理道路にあげた仮置土もすべて4トン車で運ぶといふことにいたしておりましたけど、議員おっしゃるようになんて実際走らせてみたら全線じゃないですけど一部分が陥没をやったといふことでございまして、これをそのまま4トンで続けるのは難しいかなといふことでございまして逆に堆積土をまず左岸側にあげる量をかゝり減らしました。減らしてなるだけ幹線道路側に置ける分だけは置こうといふことにいたしまして左岸側の土量をかゝり減らしたといふこともございまして。議員おっしゃるようになんて最初からわかつていたんじゃないかなと、そこら辺は精査が足りなかつたかなといふこともございまして。

ただし、なるだけ事業費がかさまないようにといふことで左岸側の泥を減らして、なるだけ右岸側から4トン車で運ぶといふことで対応いたしたところでございまして。以上です。

○溝口誠議員

幹線道路の泥土は4トンダンプで地区外へ処分するといふことでこれは計画をしてありましたけれども、この管理道路の分を2トンダンプに変えるといふことで、どのくらい4トンダンプから2トンダンプに何台分くらい変えたのか。そして金額が225万円といふ高額な金額でございまして。4トンダンプで換算のほうは計画でありましたから、それ以外の2トンダンプに変えたといふことで何台から何台、なつたでしょうか。

○嶋江政喜農村整備課長

2トンダンプで何台といふ御質問でございましてけど、ちょっと台数では答弁しがたいところもございましてのでまず土量で答弁させていただきたいと思ひます。

まず、残土処分の全体が当初8,460立米、変更後が8,698立米、差し引きの238立米増えております。それでまず8,698立米の内訳でございまして。4トンダンプで地区外に運んだ分が4,550立米、それと2トンダンプで同じく管理道路を使って出した分が2,140立米、合せて6,690立米が地区外に持って行つております。

それと、2トンダンプで地区内、要するに有効利用といふことで農地等にやつた分が2,008立米といふことになつております。ほとんど立米は全体的に238立米程度位しか増えていませんけどほとんどが地区内に運搬を2トンでやつたのと、2,140立米の地区外に2トン車でやつた分のその分が増額となつております。

以上です。

○白武悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号「平成24年度(繰越)農業基盤整備促進事業地沈58号水路整備工事請負契約の変更について」を採決いたします。本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○白武悟議長

日程第6、発議第1号「TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書について」を議題とします。事務局に意見書(案)を朗読させます。

○鶴崎議会事務局長

意見書(案)を朗読いたします。

TPP(環太平洋連携協定)交渉に関する意見書(案)

TPP交渉は、2013年末までの妥結を目指すとして進められてきたが、2013年12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合では、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で交渉参加各国の主張の隔たりが埋まらず、妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなった。安倍晋三首相をはじめ政府の主要閣僚および政権与党幹部は、TPP交渉に関する国会の議決を守るとの交渉姿勢を堅持しており、決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、国会決議を守る姿勢を断固として貫かなければならない。他方、交渉が大詰めを迎えているとされる今もなお、交渉内容について十分な情報は開示されないままである。TPPは、食の安全、医療、保健、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠であり、早急に十分な情報を開示すべきである。以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請する。

記。1 TPP交渉において、TPPに関する衆参農林水産委員会決議と政府・与党決議を必ず実現すること。

2 TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月佐賀県白石町議会。

衆議院議長伊吹文明様、以下様を略します。参議院議長山崎正昭、内閣総理大臣安倍晋三、外務大臣岸田文雄、農林水産大臣林芳正、経済産業大臣茂木敏充、内閣官房長官菅義偉、経済再生担当大臣甘利明、以上です。

○白武悟議長

趣旨説明をお願いします。

○大串弘昭議員

それではT P P交渉に関する意見書の提案理由を申し上げます。

ただいま事務局長の方から意見書(案)についての内容説明ありましたけども、私の方から補足的に説明をいたします。

まず今回、本日の臨時議会にあわせてこの意見書の提出にいたったのは、今週22日からシンガポールで閣僚会合が始まります。それによってT P P交渉の最大の山場を迎えるということから、日本農業にとっては極めて重大な局面に立たされるということになろうかと思えます。よって緊急にお願いをいたすものであります。

ここにきて、甘利担当相の本音ともいえる言動がアメリカとの交渉の中でどうしてもアメリカ側の譲歩の条件に日本側としても農産物5項目の中で特に牛肉、豚肉、乳製品等の一部分位は譲歩をせざるを得ないのではないかというふうな状況になっているということです。国会決議や衆参農林水産委員会等の決議を踏まえて、国益を守るという観点からも白石町議会としても、いち早く国に対して重要品目である農産物の関税撤廃、削減を受け入れることがないように意見書を提出するものであります。

皆さまがたの御賛同をよろしくお願い申しあげまして提案理由といたします。

○白武悟議長

お諮りします。発議第1号につきましては全員賛成による提出であり、内容等も判明しておりますので質疑、討論を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって質疑、討論を省略することに決定しました。

これより発議第1号「T P P (環太平洋連携協定) 交渉に関する意見書について」採決をいたします。お諮りいたします。発議第1号については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で今臨時会に付された案件は終了いたしました。

これをもちまして平成26年第2回白石町議会臨時会を閉会いたします。

10時08分 閉会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年2月21日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 溝 上 良 夫

署 名 議 員 久 原 房 義

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭